

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

団体名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
サーラ物流株式会社	代表取締役社長	石川公一	愛知県	運輸業、郵便業(道路貨物運送業、倉庫業、その他の運輸業・郵便業)	http://www.logi.sala.jp

当団体は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、業界として以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2020年6月25日
-------	------------

(取組方針)

・会員企業の事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を業界の課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、会員企業の物流改善に向けた取り組みが進展するよう、業界として支援します。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、会員企業と取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守するよう、業界として必要な啓蒙活動を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・会員企業に対して運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するよう業界として呼びかけるとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、業界としてその遵守に努めます。

※上記趣旨に賛同するとともに、業界として会員企業に推奨する取組項目

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A	① 物流の改善提案と協力	荷主(お客さま)に対し、荷待ち時間や運転者の手荷役作業の削減・附帯作業の合理化・高速道路の活用等について提案し、運転者の労働環境の改善を推進します
2	B	① 運送契約の書面化の推進	運送契約の書面化を推進します
3	B	② 運賃と料金の別建て契約	新たな運送契約を締結する場合には、運送の対価(運賃)と運送以外の役務等の対価(料金)を別建てで契約することを原則とします
4	C	① 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する物流協力会社を選定する際は、関係法令の遵守状況を考慮します
5	D	① 荷役作業時の安全対策	荷役作業における労働災害の発生を防止するため、作業手順の明示やヒヤリハット・事故事例の検証等により、継続的に対策を講じます
6	D	② 異常気象時等の運行の中止・中断等	台風・豪雨・豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際は、運転者の安全を最優先に運行の中止・中断等を判断し、荷主(お客さま)に理解を求めます
7	F	① 快適性・安全性に優れた装置の導入	車内の快適性や運転負荷軽減・事故防止などに効果の的となる機器を導入し、運転者にとって働きやすい労働環境を推進します

PR欄	
-----	--